

<記載例>

* この記載例は、所有権移転登記によって所有権の登記名義人（登記記録上の所有者）となる者の住所について、登記申請に際して代替措置申出を行う場合のものです。

※法務局で使用するスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

代 替 措 置 等 申 出 書

申出の目的 代替措置申出
別途登記申請あり（令和〇年〇月〇日〇〇法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）受付第〇号）（注1）（注2）（注3）

申出人 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号（注4）
法務太郎印（注5）
連絡先の電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（注6）

公示用住所 〇〇市〇〇町五丁目12番地（注7）
公示用住所提供者 甲野健太（注8）

措置要件に該当する事実の概要

申出に係る不動産の措置対象住所が公開されることにより、申出人（又は同居する〇〇〇〇）（注9）について、次に掲げる事由がある。（注10）

- その生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある（法第119条第6項）。
- ストーカー行為等に係る被害を受けた者であって更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがある（規則第202条の3第1号）。
- 児童虐待（暴行によるものを除く。）を受けた児童であって更なる児童虐待を受けるおそれがある（同条第2号）。（注11）
- DVの被害者であって更なる暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものを除く。）を受けるおそれがある（同条第3号）。（注11）
- 上記に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力に準ずるものに限る。）を受けた者であって、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがある（同条第4号）。（具体的な内容：）（注12）

添付書面

印鑑証明書（注13）（注14） 措置要件該当事実を明らかにする書面（注15）

公示用住所証明書（注16） 公示用住所提供者の氏名証明書（注17）（注18）

承諾書（注19）（注20）

公示用住所管理ファイルへの記録完了後の連絡を希望します。（注21）

令和〇年〇月〇日申出 〇〇 法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）（注22）

不動産番号 1234567890123（注23）（注24）

所在地 在〇市〇町一丁目

地番 23番

措置対象住所 令和〇年〇月〇日〇〇法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）
〇〇受付第〇号の所有権移転登記により所有権登記名義人となる 所有者
法務太郎の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号（注25）

 契印 (注 26)

陳述書の例（注 15）

陳　述　書

措置要件に該当する事実について後記のとおり陳述します。

令和〇年〇月〇〇日

申　出　人　〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

法　務　太　郎　　印（注 27）

記

【加害者から受けた被害の日時、場所及び態様、登記記録に記録されている者の住所が公開されることにより更に被害を受けるおそれの内容及び当該おそれが生ずる理由の詳細等を記載する。】（注 28）

* これは、記載例です。この記載例を参考に、申出の内容に応じて作成してください。

承諾書の例（注 19）

承 諾 書

後記措置対象住所につき公示用住所として〇〇市〇〇町五丁目12番地（注29）を提供することを承諾します。

令和〇年〇月〇〇日

公示用住所提供者 〇〇市〇〇町五丁目12番地

甲 野 健 太 印（注30）（注31）

記

不動産番号 1234567890123（注32）
所在地 在〇市〇町一丁目
措置対象住所 23番
令和〇年〇月〇日〇〇法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）
〇〇受付第〇号の所有権移転登記により所有権登記名義人となる 所有者
法務太郎の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

* これは、記載例です。この記載例を参考に、申出の内容に応じて作成してください。

＜解説及び注意事項等＞

- (注 1) 登記申請により新たに記録される申出人の住所について代替措置申出(登記事項証明書等の作成に当たり申出人の住所に代えて公示用住所を記載することを求める申出)をしようとする場合には、当該登記申請の申請情報に「別途代替措置申出あり(〇〇法務局(又は地方法務局)〇〇支局(又は出張所))」の例により、別途代替措置申出をしている旨と代替措置申出をした法務局名を記載してください。
- (注 2) 申出書に、(注 1)の登記申請の日付、法務局名及び受付番号を記録します。
- (注 3) (注 1) (注 2)にかかわらず、登記申請の申請書と代替措置申出の申出書を同一の登記所に対して郵送又は窓口交付により提出する場合には、登記申請の申請書には「同時にする代替措置申出あり」と、代替措置申出の申出書には「同時にする登記申請あり」と記載してください。
- (注 4) 住民票に記載された住所を記載します。
- (注 5) 住民票に記載された氏名を記載し、氏名の末尾に印鑑証明書と同じ印(実印)を押してください。なお、対面で登記官に身分証明書を提示する方法による本人確認を希望する場合には、押印は不要です(注 13 参照)。
- (注 6) 申出書の記載事項等に補正すべき点がある場合や、対面による調査の必要がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号(平日の日中に連絡を受けることができるもの)を記載してください。
- (注 7) 登記事項証明書等の作成に当たり措置対象住所(隠すべき登記記録上の申出人の住所)に代わって記載する公示用住所(申出人と連絡をとのことのできる者(公示用住所提供者)の住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地)を記載します。
なお、申出人の任意で郵便受取のための参考事項を付記することができます。この場合には、「〇〇気付」や「〇〇方」の例により公示用住所の末尾に追記してください。
- (注 8) 公示用住所提供者(公示用住所を提供する申出人と連絡をとのできる者)の氏名(法人である場合は名称)を記載します。
- (注 9) 申出人以外の者におそれが生ずる場合には、その者の氏名(同居する〇〇〇〇等)を記載します。
- (注 10) 申出に係る不動産の措置対象住所が公開されることにより生ずるおそれの内容を、□にチェックを付す方法により明らかにします。
- (注 11) 児童虐待やDVが身体に対する直接の暴力を内容とするときは、この項目ではなく「人の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがある」の項目にチェックを付してください。
- (注 12) この項目にチェックを付した場合には、措置対象住所(隠すべき登記記録上の申出人の住所)が公開されることにより生ずる具体的なおそれの内容(「加害者〇〇により××の被害を受けたため◆◆のおそれがある」等)を記載してください。

- (注 13) 申出人の印鑑証明書（市区町村長が作成したもの）を添付します。なお、対面で登記官に身分証明書を提示する方法による本人確認を希望する場合には、印鑑証明書の添付は不要です。
- (注 14) 申出書に記載した申出人の住所と措置対象住所（隠すべき登記記録上の申出人の住所）が異なるときは、「登記記録に記録された者との同一性証明書」と記載し、措置対象住所（隠すべき登記記録上の申出人の住所）と申出書に記載した申出人の住所とのつながりが分かる住民票の写し又は戸籍の附票の写しを添付してください。
- (注 15) 措置要件該当事実を明らかにする書面として、(1)加害者から受けた被害の日時、場所及び態様、登記記録に記録されている者の住所が公開されることにより更に被害を受けるおそれの内容及び当該おそれが生ずる理由の詳細等を記載し、作成者である申出人が記名押印又は署名をした陳述書（3枚目の陳述書の記載例を参照）と、(2)過去の被害の事実を裏付ける公的書面又は客観的書面を添付する必要があります。
- 公的書面としては、①市区町村によるDV等支援措置決定の通知書、②ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施書面、③配偶者暴力相談支援センター等のDV保護に関する相談証明書等が考えられます。
- 客観的書面としては、①医師の診断書、②怪我の写真（撮影時期が明らかなもの）、③申出人に対する脅迫等を内容とするSNSの画像（投稿時期が明らかなもの）等が考えられます。
- (2)の書面の添付がない場合など、書面上から措置要件該当事実の有無を判断できない場合には、対面で措置要件該当事実の有無を調査します。
- (注 16) (注 30) の印鑑証明書に記載された住所を公示用住所とする場合には、別途の書面の添付は不要です。それ以外の場合には、①公示用住所提供者の住所を公示用住所とする場合には、住民票の写し、戸籍の附票の写し、法人の登記事項証明書等の公的書面を、②公示用住所提供者の営業所、事務所等を公示用住所とする場合には、営業所、事務所等の所在地が記載された書面に公示用住所提供者の営業所等であることに相違ない旨の奥書を付し、公示用住所提供者が記名押印又は署名をした書面を添付してください。
- (注 17) 公示用住所提供者が法人である場合は、「公示用住所提供者の名称証明書」と記載します。
- (注 18) (注 30) の印鑑証明書により公示用住所提供者の氏名（名称）証明書を兼ねることができ、別途の書面は添付不要です。
- (注 19) 公示用住所提供者の作成に係る承諾書（公示用住所提供者の印鑑証明書が添付されたもの）を添付します（（注 30）参照）。
- (注 20) 法務局又は地方法務局を公示用住所提供者とする場合の取扱いについては、こちら（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00597.html）を参照してください。
- (注 21) 申出に基づく処理が完了した旨の連絡を希望する場合には、この項目にチェックを付してください。なお、この連絡は申出書に記載された連絡先の電話番号に電話する方法で行います。

- (注 22) 申出書を提出する登記所（法務局・地方法務局の本局・支局・出張所）の名称を記載します。なお、申出は全国のどの登記所に対してもすることができます。
- (注 23) 措置対象住所（隠すべき登記記録上の申出人の住所）が記録された不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに正確に記載してください。
- (注 24) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在・地番、建物の所在・家屋番号の記載を省略することができます。
- (注 25) 措置対象住所（隠すべき登記記録上の申出人の住所）及び措置対象住所が記録された登記記録を特定する事項として、（注 1）の登記申請の内容（登記申請の日付、法務局名、受付番号、登記の種別、申出人が記録される名義人の種類及び措置対象住所（隠すべき登記記録上の申出人の住所）を、記載例を参考に具体的に記載します。
- (注 26) 申出書が複数枚にわたる場合は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください。
- (注 27) 作成の年月日及び作成者の住所を記載した上、作成者による記名押印又は署名を行ってください。
- (注 28) 加害者から受けた被害の日時、場所及び態様、登記記録に記録されている者の住所が公開されることにより更に被害を受けるおそれの内容及び当該おそれが生ずる理由の詳細等を具体的に記載してください。
- (注 29) 申出書に記載した公示用住所（措置対象住所に代わって登記事項証明書等に記載する住所等）を記載します。
- (注 30) 作成の年月日並びに作成者（公示用住所提供者）の氏名及び住所を記載した上、氏名の末尾に印鑑証明書と同じ印（実印）を押して印鑑証明書を添付してください。
- (注 31) 公示用住所提供者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を追記した上で、代表者の資格を証する法人の登記事項証明書を添付してください。なお、承諾書に当該法人の会社法人等番号を記載した場合には、法人の登記事項証明書及び印鑑証明書（登記官が作成可能な印鑑証明書に限ります。）の添付は不要です。
- (注 32) 申出書に記載した措置対象住所（公示用住所に置き換えて記載すべき申出人の住所）が記録された登記記録を特定する事項を記載します。

* 注意

- 申出書に記載されていない登記記録に記録された申出人の住所については、代替措置（措置対象住所を公示用住所に置き換える措置）は講じられませんので、代替措置を講ずべき申出人の住所（当該住所が記録された登記記録の特定事項を含む。）は、全て申出書に記載するよう、十分に注意してください。